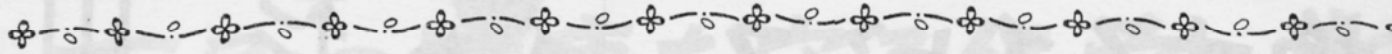


高裁で再び勝利判



～同僚薬剤師の声～

インターネットの投稿より

☆ 最近までスギヤマに勤めていた者です

サービス残業・手書きの出勤簿、何一つ昔と変わりません。たぶん、この会社で働く者は次々と愛想をつかして、流出していくことでしょう。

遺族の方には、大変申し訳ございませんが上層部が変わらなければ、この会社は何も変わらないでしょう。

☆ 以前、スギヤマで働いていました

新店店長の仕事で最優先なことは、まず周りの善良な個人店を徹底的に潰すことです。

薬剤師不在で保健所などに匿名で電話をしたり、個人店だとそんなやり方をされたら店を閉めざるを得ません。

☆ 私も薬剤師です

私が思うにやはり、店長、会社の責任です。

薬剤師不在を防ぐために、無理な勤務を要請したのだと思います。仕事ができる人ほど過酷になっていくのです。

☆ 薬剤師としてスギヤマに勤務していた者です

薬剤師不足で店に十分な薬剤師の数がいなかったため、通し（開店から閉店まで勤務）が続くことも多々ありました。また、体調がどんなに悪くても代わりの薬剤師がいないため、ふらふらで出勤することもありました。

☆ スギヤマ薬品に勤めていた者です

私がスギヤマ薬品をやめた理由は、労働時間（拘束時間）の長さ、肉体的な業務のきつさ、薬剤師としての業務が殆ど無いこと、調剤過誤がいつ起きてもおかしくない状況下で自分の責任にさせられることが納得できないからでした。

◎高裁裁判長 会社側証人を却下

名古屋高裁で会社側は地裁の判決で退けられた主張（労働時間、死亡原因など）を繰り返した。高裁の判決は9月17日に決まりました。大いたずらに裁判を引き延ばす姿勢をとり続けました。結審法廷で裁判長はスギヤマが申し立てた証人をすべて却下しました。法廷で判決を迎えます。ぜひ傍聴をお願いしました。



杉山裁判支援する会

NPO愛知健康センター
名古屋市熱田区沢下町9-3
労働会館本館 306

TEL 052-883-6966

FAX 052-883-6983

静岡働く者の安全と健康を守るセンター
静岡市稲川2-2-1 静岡県評内

TEL 054-287-1293

FAX 054-286-7973

開廷前の ドラッグ